

坂井市水道料金等検針票

表面

裏面

使用水量・料金等のお知らせ			
お客様番号		様	
メーター番号	口径	mm	世帯人数
人			
今回指針 ()		m ³	
前回指針 ()		m ³	
旧メーター水量		m ³	
使用水量		m ³	
下水調整水量		m ³	
のため m ³ に認定しました。			
検針員			
概算請求予定額等			
適用税率および税抜き料金と消費税額			
使用年月			
使用水量 (上水)		m ³	m ³
使用水量 (下水)		m ³	m ³
上水道料金	円		円
水道消費税(%)	円		円
下水道料金	円		円
下水道消費税(%)	円		円
料金計	円		円
消費税額	円		円
合計	円		円
納期限(振替日)			
開閉栓があった月は概算請求予定額に開閉栓手数料が加算されます。			
通信欄			
水道料金等振替済のお知らせ			
使用年月			
振替日			
使用水量 (上水)	m ³	(上水)	m ³
使用水量 (下水)	m ³	(下水)	m ³
振替金額			
【問い合わせ先】			
坂井市上下水道お客さまセンター			
電話 (0776) 50-3131			
受付時間 平日8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)			

●お願い

- 量水器(メーター)の付近には検針の支障となる物などを置かないでください。
- 一旦、量水器(メーター)を通過した水量は、お客様のご負担となります。普段から水道設備の点検に努めてください。
- 使用者の変更及び下水道の使用開始により、実際の「請求額」は変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 口座振替ご利用以外の方への納入通知書は、納期限の10日前に発送の予定です。
- 本票により「集金員」が集金をすることはありません。また、本票でお支払いすることもできません。
- 納入期限を過ぎても納入されないときは、やむをえず給水を停止することがありますのでご注意ください。
- お引越、契約内容の変更に関する届出は、坂井市上下水道お客さまセンターまでお願いします。開栓時のお届けがありませんと、料金が掛かり続けますのでご注意ください。
- 開閉栓作業時における、お客様の立ち合いは必要ありません。
- 開閉栓があった月は表面の概算請求予定額に下記の開閉栓手数料が加算されます。

●開閉栓手数料(非課税)

開栓1回につき	1,000円
閉栓1回につき	1,000円

※下記は公募による有料広告となります。
掲載を希望される方は、上下水道お客さまセンターまでご連絡ください。

広告掲載